

災害時における男女共同参画センターの 情報機能の役割に関する一考察

——阪神・淡路大震災から熊本地震までの連携・協力を中心に——

木 下 み ゆ き

1. はじめに

阪神・淡路大震災から23年10か月、東日本大震災から7年8か月が経過したが、被災地及び被災者が抱える問題はなお継続している。さらにその後の熊本地震や各所での豪雨災害等の発災により、市民の防災や減災への関心は非常に高まっている。筆者は、平成29年度から日本学術振興会科学研究費助成事業（基盤研究C）により、岩手大学男女共同参画推進室の堀久美氏を研究代表者として、女性の震災記録活動がもつ新しい社会創造に果たす役割と可能性についての実証的研究に取り組んでいる。その一環として、昨年9月から11月にかけて、被災地の男女共同参画センター（以下、「男女センター」という。）の情報部門担当者を対象に、地域の女性が発信した震災記録の収集や提供について男女センターが担った役割や機能の実態を把握したいと考え、研究代表者と共に下記のヒアリングを行った。

| | 日程 | ヒアリング対象 |
|---|----------------|---|
| 1 | 平成29年9月11日（月） | 仙台市男女共同参画推進センター （エル・パーク仙台、エル・ソーラ仙台） ・対応者：公益財団法人せんだい男女共同参画財団職員 |
| 2 | 平成29年9月16日（土） | 兵庫県立男女共同参画センター（イーブン） ・対応者：現在の情報担当者 |
| 3 | 平成29年10月28日（土） | 熊本県男女共同参画センター（パレア） ・対応者：発災当時の男女センター担当熊本県職員 |
| 4 | 平成29年10月29日（日） | 熊本市男女共同参画センター（はあもにい） ・対応者：はあもにい管理運営共同企業体職員 |
| 5 | 平成29年11月26日（日） | 兵庫県立男女共同参画センター（イーブン） ・対応者：発災当時の情報担当者 |

筆者は開館準備期間も含めて長年にわたって男女センターの仕事に携わり、他の社会教育施設との違い及び、情報提供、広報・啓発事業、相談事業等といった総合的な機能を有する男女セン

(110)

ター特有の役割を十分に認識していた。今回のヒアリングを経て、これらについて再認識するとともに、現場担当者それぞれの地域住民に寄り添った迅速な対応に敬服した。災害時における男女センターの役割については、既に東日本大震災の翌年にまとめられた内閣府による報告書がある⁽¹⁾。この報告内容も踏まえた上で、今回のヒアリングによって把握できた東日本大震災及び熊本地震、さらには阪神・淡路大震災の時に男女センターが担った役割を情報機能に焦点を当ててまとめることにより、男女センターの存在意義を改めて明らかにしたい。

災害時における男女センターの役割は多岐にわたるが、本稿はジェンダー視点での情報発信や伝達及び継続に焦点を絞って考察したものである。全国に370以上存在する男女センターには、大小の違いはあれども、情報ライブラリー（図書室）が設けられている。国立女性教育会館「女性関連施設データベース」では、全371館の内、情報提供の場（図書室、ライブラリー、情報コーナー）を有する館は333で89.8%である。さらに民設民営を除く公設公営及び公設民営の男女センター341館に限定すると、94.4%にという高い設置率になっている⁽²⁾。

【女性／男女共同参画センターにおける情報提供の有無】

| 運営形態 | 設置あり（全館数） | 設置割合（%） |
|------|-----------|---------|
| 公設公営 | 217（232） | 93.5 |
| 公設民営 | 105（109） | 96.3 |
| 民設民営 | 8（16） | 50.0 |
| 計 | 330（357） | 92.4 |

（注）個別に集計すると計357館となる

これらは図書館の種別でいうと「特定の専門主題領域の資料を収集・整理・保管して、その専門領域の利用者の利用に供する図書館」⁽³⁾と定義される専門図書館に属する。専門図書館には利用が組織内に限定され一般には非公開の館も多いが、男女センターの情報ライブラリーは広く一般に公開されており、その形態は公共図書館に非常に近いものである。専門図書館協議会の取りまとめによると、このように公開されている専門図書館は全体の約6割である⁽⁴⁾。今回の調査は専任の情報担当者のみを対象にしたものではないが、それらの職員であっても特段意識せずに男女センター機能の一つの柱である情報機能を活用、女性情報を発信している現状が見受けられた。今後の研究では、あらためて専門図書館としての男女センター情報機能の可能性を探求したい。

【『専門情報機関総覧 2018』採録専門図書館の公開状況】

| 公開状況 | 図書館数 | 割合 (%) |
|--------|-------|--------|
| 公開機関 | 991 | 60.2 |
| 限定公開機関 | 475 | 28.9 |
| 非公開機関 | 179 | 10.9 |
| 計 | 1,645 | 100.0 |

本稿の構成は以下のとおりである。まず第2章で、既存の内閣府による調査結果から、災害時の男女センターの情報機能を確認する。第3章で公益財団法人せんだい男女共同参画財団の発災当時の担当者を対象に実施した調査の概要を、第4章で熊本県及び熊本市男女共同参画センターの発災当時の担当者を対象に実施した調査の概要を示す。第5章で今回の調査で再確認できた東日本大震災後の男女センターの相互支援システムが担った役割について示し、第6章で今後の課題について検討する。

2. 災害時の男女センターの情報機能：

『災害時における男女共同参画センターの役割調査報告書』より

東日本大震災翌年の平成24年3月、内閣府男女共同参画局が特定非営利活動法人全国女性会館協議会及び公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会の協力のもと、『災害時における男女共同参画センターの役割調査報告書』を発行した。調査の目的は、「東日本大震災に際して、被災地の男女共同参画センター及び全国の主な男女共同参画センターがどのような被災者支援や災害・復興対応を行ったかを明らかにし、男女共同参画センターの災害時における役割と課題を検証する」⁽⁵⁾と記されている。当調査の平成23年8月、つまり発災から5か月時点で、回答のあった82施設のうち、71施設(86.6%)が被災者支援等なんらかの活動を実施したと回答している⁽⁶⁾。実施報告内容のうち、情報関連機能に該当する事項をピックアップすることにより、この時点で明らかになっていた災害時の男女センターの情報機能の役割を振り返りたい。なお翌平成25年3月には、国立女性教育会館による『女性関連施設の災害関連事業に関する調査報告・事例集』⁽⁷⁾も発行され、東日本大震災後の2年間の男女センターによる様々な取組(募金、被災者・避難者への支援、災害・防災に関する講座・講演、関連資料等の作成、職員の派遣等)がまとめられている。

まず、最も事例が多かったのは、震災関連資料展示コーナーの設置である。男女センター内に独立した情報ライブラリーや情報コーナーがある男女センターでは、そこが情報提供の場となった。被災地の男女センターのみではなく、各地の男女センターで関連図書、新聞のクリッピング記事や既刊のジェンダー視点での防災関連資料が展示された。これは日頃から男女センター利用者に向けて、課題解決に役立つテーマやタイムリーなジェンダー問題を取り上げたテーマ展示コ

(112)

コーナーを設置している男女センターでは、真っ先にできることであったと考えられる。震災によって閉館せざるを得なかった被災地の男女センターとそうでない男女センターとでは温度差があるかもしれないが、男女センタースタッフの問題意識には共通点がある。

(例)

- ・情報ライブラリー内に震災関係の関連記事を掲載する情報ボードを設置し、ここに震災関連の常に新しい情報を提供した。(青森県男女共同参画センター アピオあおもり)
- ・男女共同参画の視点から見る災害支援に関する本等、震災関係の本のテーマ展示を3回にわたって実施した。(青森県男女共同参画センター アピオあおもり)
- ・「市民交流スペース・図書資料ラウンジ」を「こころと暮らしの立ち直りを支援するスペース」として臨時開館し、新聞のクリッピング記事や物資の募集・配給等の情報を提供する場としても運営を続けた。(仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台)
- ・3月にブックフェア「女性と災害」を実施した。(越谷市男女共同参画センター ほっと越谷)
- ・内閣府からの通知等を参考にして情報を収集し、館内に「災害と女性」の掲示を実施した。(佐倉市男女平等参画推進センター)
- ・「災害と女性」をテーマに、区の防災マップや『ヨコハマ私の防災力ノート』等を展示した。(千代田区男女共同参画センター MIW)
- ・新聞のクリッピング記事や被災した場合の安全対策等を男女センター内に掲示した。(大田区男女平等推進センター エセナおおた)
- ・災害と女性をテーマに有識者に推薦本を選んでもらい、メッセージとともに展示した。(男女共同参画センター横浜 フォーラム)
- ・3月20日から5月29日まで、震災関連の新聞記事を収集し、関連図書とともに展示した。(静岡市女性会館 アイセル 21)
- ・震災直後の新聞記事を展示する「新聞報道紙面展」を開催し、市町等への貸出も行った。(佐賀県立男女共同参画センター アバンセ)
- ・情報コーナーに「災害と女性」に関する情報、図書展示を実施した。(三重県男女共同参画センター フレンテみえ)
- ・7月まで情報ライブラリー内に東日本大震災関連資料のテーマ展示を実施した。(とよなか男女共同参画センター すてっぶ)
- ・「震災と女性」に関する情報を随時収集し、男女センターに展示した。(広島県女性総合センター エソール広島)
- ・10月1日から7日の久留米女性週間記念事業「くるめフォーラム 2011」にて、「東日本大震災の被災者を支援する女性たち：女性の安全への取り組みから学ぶ」をテーマに特別展を開催した。(久留米市男女共同参画推進センター)

二番目に多かった事例は、インターネット上の情報発信である。閉館せざるを得なかった発災直後からポータルサイトを開設した被災地男女センターの例をはじめ、県外被災者を受け入れる

施設に隣接する男女センターによる支援情報の発信等、臨機応変に対応したことがうかがえる。

(例)

- ・3月26日からホームページ上に「被災したわたしたちが“今、ここ”をのりきるために」という被災女性支援のためのポータルサイトを開設し、情報提供を行った。(仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台)
- ・6月16日、青森県内市町村男女共同参画担当者へメルマガ文庫で防災に関する図書リストを配信した。(青森県男女共同参画センター アピオあおもり)
- ・県内での災害支援や、女性と災害等に関する情報を集め、ホームページ及び広報誌等によって情報発信した。(埼玉県男女共同参画センター With You さいたま)
- ・被災地ボランティアの報告会を関係者及び市民に向けて開催し、関連情報を収集して男女センターのホームページにも情報を掲載した。(浜松市男女共同参画推進センター あいホール)
- ・災害とジェンダーのホームページに、財団が発行した震災特集の情報誌をリンクした。(とよなか男女共同参画センター すてっぶ)

次に多かったのは、男女センター広報誌で震災や防災をテーマに取り上げた事例である。これに関しては、発災からかなりの時間が経過してからも各地の男女センターで継続して取り組まれている。広報誌の特集テーマにどのようなジェンダー問題の何を取り上げるか、市民に何を伝える必要があるのかについては、日頃から男女センターが重要な情報発信業務と位置付けていることである。発災直後のみではなく、現在も多くの男女センターによって、長期的にジェンダー視点での防災及び減災関連情報が発信し続けられている。

(例)

- ・男女センターの情報誌『クローバーあおもり』8月号の特集で震災を取り上げることになり、県内で被害の大きかった八戸市の被災女性に取材をし、記事を掲載した。(青森県男女共同参画センター アピオあおもり)
- ・男女センターの広報誌『MIW 通信』No.29で震災・防災に活かす女性の視点・子どもの声を特集とした。(千代田区男女共同参画センター MIW)

その他、相談事業とのコラボレーションや、地域活動の拠点である男女センターの強みを活かした事例等が見受けられた。埼玉県男女共同参画推進センターでは、近接する「さいたまスーパーアリーナ」が県外からの被災者のための大規模避難所となったことから、乳児や障害を持つ人等にシャワー室の提供を行ったほか、ボランティアスタッフによるカウンセリングや子育て支援活動、アリーナ内での女性総合相談窓口の開設等を行った。

(例)

- ・相談窓口を訪れる相談者は不安を抱えながら正確な情報を求めていることを察知し、情報提供を強化した。(青森県男女共同参画センター アピオあおもり)
- ・ボランティアに入る女性たち及び避難所等で活動する女性たちへ、被害に遭わないためのチラシを配布した。(もりおか女性センター)

・17日、県外被災者の受入場所となった「さいたまスーパーアリーナ」に情報ライブラリーから息抜きになりそうな雑誌や子ども向けの本を届けた。(埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま)

阪神・淡路大震災被災地の兵庫県立男女共同参画センター・イーブンからは、東日本大震災被災地の男女センターに対して過去の経験を繋げた報告がある⁽⁸⁾。具体的には、発災直後の2月から翌年1月まで毎日新聞に連載された震災後に寄せられた相談を一問一答形式で紹介した「心の悩み 相談室」の記事コピーを、当時の資料を求めてきたマスコミや被災地の行政機関や男女センター等に送ったことである。この連載には被災時の様々な困ったこと、必要なことが生の声として綴られている。イーブン担当者はこのような情報が被災地において参考になるであろうと考えたとのことである。熊本地震の際にも県男女センターに対し、同様に情報提供を行ったことを今回のヒアリングで知り得ることができた⁽⁹⁾。

また、『男女共生のまちづくり提言』(1995年5月発行)、『イーブン5周年記念誌 21世紀へとどけ! イーブンからの風』(1997年11月発行)等、震災の経験を踏まえた貴重な資料を作成している。東日本大震災後は情報図書室の中に「イーブン震災ライブラリー」を開設し、震災関連情報を収集、提供している。このライブラリーには図書や行政資料のみではなく、発災当時避難所へ届けた情報ファイルや、イーブン相談員が担当したところのケアに関する前述の連載新聞記事等も手に取ることができる。この情報ファイルについては、以下の説明がある。

マスコミから流される多種多様な情報を把握し、適切に提供できる形にするため、センターでは情報ファイルを作成した。日頃から相談事業と情報事業が相互の専門性を活かして連携できていたことが、この様な相談、情報提供が一体となった活動に繋がったという。日々積み重ねている男女センター事業の総合的な力が、支援活動の基礎力となった⁽¹⁰⁾。

平成25年には特集「男女共同参画の視点からの防災・復興」が組まれた『男女共同参画白書平成24年版』⁽¹¹⁾が発行された。特集まとめの第4節には、「多様な主体による円滑な災害対応のためには、国・地方公共団体、男女共同参画センター、大学、NPO、NGO、地縁団体、企業等の日頃からの連携が重要である」⁽¹²⁾と、男女センターの役割が明記された。これは前年度の当調査結果が反映されての集約であるといえる。

なお、当報告書をもとにした研究には、辻によるものがある⁽¹³⁾。辻は、今後の防災・復興政策に関する提言の第一に、男女センターの持つ強みを十分に活かすことに留意したうえで、自治体が定める男女共同参画条例及び防災計画の中に、防災対応や復興のプロセスにおいて男女センターが果たすべき役割を明記することを掲げている。

3. 東日本大震災被災地男女センターの情報機能： 公益財団法人せんだい男女共同参画財団へのヒアリング結果より

平成 29 年 9 月 11 日に行った公益財団法人せんだい男女共同参画財団（以下、「財団」という。）へのヒアリング内容のうち、男女センターの情報機能に言及した部分をまとめる。

まず、発災直後、財団が構築した「被災女性支援のためのポータルサイト」が果たした役割についてたずねた。この時既に新聞にもいろんな関連情報が掲載されていたが、女性に特化した情報はなかったため、そのような情報をまとめて発信することの必要性を感じたとのことであった。また、「この先もっと頑張ろう」等の呼びかけがあったが、女性に対しては性別役割分業観に基づいた頑張りを求めるメッセージが多かったため、それぞれのペースで日常を取り戻そうというメッセージを発信しようと考えたとの説明があった。当ポータルサイト構築は、様々なサイト情報を得ることで、自分たちだけで抱え込まなくてもよいという思いを持たれることが必要ではないかと考えた財団職員による発案であり、多様な背景を持つ女性に向けた情報をまとめて発信することで、女性同士の繋がりが生まれる効果も期待されたといえる。

次に、図書資料スペースによる情報収集・組織化・提供・保存等、男女センターが有する日頃のライブラリー機能が活かされたことについてたずねた。これに関して、日頃から女性のミニコミ誌を収集していたので、いろんなグループのテーマごとの活動があることを把握していたことは積み重ねになったかもしれないとのことであった。ただ、発災後は利用者が男女センターに足を運ぶのが難しかったため、情報発信の方法としては紙媒体よりもインターネットが取り入れやすく、前述の「被災女性支援のためのポータルサイト」開設に取り掛かったとのことである。

2014 年 4 月の創刊号以来、財団は『パンジー』という冊子を発行し続けている。創刊号の巻頭には、次の記述がある。

パンジー あの日うまれたもの

言葉に尽くせないほどのつらい体験。それでも未来に種を蒔こうとしている女性たちがいます。彼女たちを突き動かしている思い。それがあなたをも動かすと『パンジー』は信じています。わたしたちは、ここからどんな未来をつくれるのでしょうか？ パンジーは、3 月 11 日の誕生花です⁽¹⁴⁾。

また、2015 年 8 月の 3 号発行の際には、ホームページの刊行案内に下記のメッセージが掲げられた。

『パンジー』は、東日本大震災後の仙台には、あらゆる分野で女性のリーダーシップが必要であることを発信していくために、(公財)せんだい男女共同参画財団が創刊した冊子で

す。「3.11」は仙台の、とりわけ女性たちにどんな変化をもたらしたか、活動を始めた人たちは「どんな思いに突き動かされて」それを行ってきたのかをお伝えします。

この『パンジー』刊行の意図及び発行を継続することによって、見えてきたことをたずねた。震災後、被災した職員自身が、男女センターを運営している財団として、この世に何を問うのかという自分たちの心構えのようなものを出していく媒体であると考えた。女性たちは社会を変える力を持っていて、意思決定の場に参画して、社会を変える力もそのために責任を負う力もあるということを発信したのが2012年に仙台で開催され、財団が事務局を務めた「日本女性会議2012 仙台」であった。女性たちが震災の時に何を思っ、どんな思いに突き動かされて活動を始めたかということに焦点を当てて情報発信されたものがなかったので、それを作ろうと考えての刊行である。社会を変える、社会に变革を起こすというのが一貫したテーマで、様々なかたちで女性たちの力や、大きなメディアでは取り上げなかった内容を取り上げようとしている。既に名の知られたリーダーや新聞に出た人、男女センターの日常的な利用者ではなく、仮設住宅や復興公営住宅や町内会で出会った人たちをどう『パンジー』で紹介できるのかということが現在も課題であるとのことである。

財団は、一貫して女性たちの従来のトップダウン、牽引型ではない多様なリーダーシップの在り様を、男女共同参画を前面に出さなくとも、とてもナチュラルに実践している人たちのことを可視化していくことが『パンジー』の役割であると捉えている。

筆者が東日本大震災後は阪神・淡路大震災の時に比べて、女性団体等が発行した市販されていない資料が圧倒的に多いと感じていると述べたことについては、別の観点からの解答があった。それは、東日本大震災後、何らかのかたちで情報発信した人が阪神・淡路大震災の時よりも印象として多いということがあるとするれば、そういう媒体を出すことが多くなったということよりも、女性と防災復興及び女性とまちづくりということが重要テーマの一つとしてあるということが可視化してきたことに起因するという考えである。また、被災した女性たちが紙媒体でいろんなことを記録に残し出すのは、5年以上経過してからではないかという発言もあった。震災直後から一定以上の期間は性別を問わず、生活再建が最優先されるのは当然のことである。そのような中でも、記録を残すことへの動機づけを掘は、「女性たちは、従来の記録からは取りこぼされてしまう多様な経験を顕在化して共有し、支援活動に活かしてほしい、政策を動かしたいと情報発信を行っている」⁽¹⁵⁾と分析している。

4. 熊本地震時の男女センターの情報機能：

熊本県及び熊本市男女共同参画センターへのヒアリング結果より

平成29年10月28日及び29日に行った熊本県男女共同参画センターと熊本市男女共同参画センター（指定管理者：はあもにい管理運営共同企業体）へのヒアリング内容のうち、男女セン

ターの情報機能に言及した部分をまとめる。

4.1 熊本県男女共同参画センターにおける実践

まず、発災当時及びヒアリング時も熊本県男女共同参画センター（以下、「県男女センター」という。）業務を担当している県職員に、避難所に性被害防止のためのポスターを掲示した経緯及びその効果についてたずねた。ポスター掲示は市男女センターからの情報提供で取り組んだとのことであった。避難所では性被害が起こり得るという東日本大震災の経験に基づく情報が全国女性会館協議会の繋がりで市男女センターに入って、それをもとに市男女センター館長が動き、そこからスタートした。情報の流れということと、東日本大震災の経験が活かされ、非常にありがたかったとの発言があった。

県職員として、平成 25 年に内閣府男女共同参画局が「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」⁽¹⁶⁾に基づいて作成・公表しているチェックリストを用いて避難所を回った。その際、男女別の更衣室があるかとか、授乳室があるかとか、衛生用品などの配布状況あるいは据え置きとか、間仕切りがあるか等を確認し、その後のフィードバックも行ったとのことである。発災後の緊急時であり混乱していた中、避難所に「男女共同参画の視点が活かされているか調査に来ました」と入っていったら、「何しに来たんだ」とばかりにおそらくは受け入れられなかったと考えられる。しかし、性被害防止のポスターを貼るという目的であれば受け入れられ、その機会を使ってチェックリストに沿った確認を行ったということである。

次に、阪神・淡路大震災の際に兵庫県立男女共同参画センター・イーブンが行った取組を参考に、女性総合相談室における相談内容の周知のため、熊本日日新聞に「女性の悩み相談 熊本地震」を掲載したきっかけや、具体的なイーブンからの情報提供等についてたずねた。これについては、4 月中旬、イーブンから当時の新聞記事をまとめた冊子が届き、すぐに地元紙に話をして協力を依頼したとのことである。毎週水曜日、計 10 回連載された。記事を見て電話をしたという方がおられ、新聞に載った翌日は電話相談件数が増えた。記事では県男女センターの電話番号の他に関連する電話番号も掲載されたので、他のところにもこの記事を書きかけとして電話がかかっていたと思われる。掲載された新聞記事の内容も含め、県男女センターが担った役割に関して相談事業を中心に、『平成 28 年熊本地震におけるくまもと県民交流館の対応について』⁽¹⁷⁾にまとめられている。

避難所運営には最初から男女別の更衣室を設置し、適切な場所にトイレを設置する等、いかに初動が一番大切だということなど、県職員としての避難所運営経験に基づく貴重な発言もあった。県男女センターでは、避難所の更衣室や授乳室、トイレ、間仕切り、運営スタッフ等について検証し、「男女共同参画の視点から見た避難所運営の優良事例及び改善案」⁽¹⁸⁾を取りまとめている。被災地男女センターから発信されたこれらの情報を今後の災害支援に活かすこと、繋げることが求められる。

4.2 熊本市男女共同参画センターにおける実践

発災当時及びヒアリング時も指定管理者として熊本市男女共同参画センター（以下、「市男女センター」という。）の運営を担っているはあもにい管理運営共同企業体職員である館長に、発災直後の状況をたずねた。市男女センターとして何をすべきなのか思い浮かばない、誰も教えてくれない中で、まず、市男女センターが所蔵している東日本大震災の報告書を片っ端から拾い読みをして、当時、東北の男女センターがどう動いたのか、どういうことに困ったのかを読み解いていったとのことである。これは全国の男女センター間での日頃からの資料交換が定着していることにより、実現できたことで、あらためて情報共有の必要性を感じた次第である。

館長が困っていることを察知して、あるスタッフが全国女性会館協議会の相互支援システムがあることを知らせた。館長は報告書で過去の被災地男女センターでのいろんな取組を読み、発災翌日の4月15日には前述の性被害防止のためにポスター掲示を行おうと決めている。ポスター及びチラシには、「災害時における性暴力（DV以外）の事例シート（阪神淡路大震災・東日本大震災）より」という表記のもと、下記のような性暴力事例が掲載されている。

- ・更衣室をダンボールで作ったところ上からのぞかれた。（13～16歳女子）
- ・避難所で夜になると男の人が毛布に入ってくる。周りの女性も「若いからしかたないね」と見て見ぬふりをして助けてくれない。（20代女性）
- ・授乳しているのを男性にじっと見られる。（30代女性）
- ・男子が同じ避難所にいる男性にわいせつな行為をされた。ほかの男子数名も被害に遭った。（6～12歳男子）

また、「東日本大震災後、東北で活動している男女センター職員が良いタイミングで来てくださり、それぞれに自分たちの経験話をしてくださり、こちらのお話を聞きに来られたりして情報が共有できたことがとても役立った」との発言もあった。仙台の男女センターや子育て支援センターからは様々な冊子も送られてきたとのことである。これらを受け、市男女センターでは発災直後から各避難所において、①男女共同参画の視点からの環境改善運動 ②性暴力・DV防止啓発活動 ③自立支援 ④支援者支援を行う「避難所キャラバン」⁽¹⁹⁾を実施した。報告書には平成29年3月末までの状況がまとめられている。

次に、女性団体に対して、市男女センターが情報提供によって活動を支援した例をたずねたところ、「はあもにいフェスタ」という大きなイベントに向けて女性団体と一緒に取り組んでおり、その会議をする時に必要な役立つ情報を提供しているが、何か特別なことをしているという認識はないとのことであった。また、この情報が役立つのではないかと思った時には、随時、その団体に伝えるというようなことを市男女センターとして普段から行っている。

発災直後、中越地震を経験した長岡市の市民が支援に来られた際、館長は小さい子どもと母親への支援が必要であることを話した。その半年後、長岡市では子育ての駅13か所や子育て支援センター及び集いの広場等、日常的に子どもたちが母親と一緒に行く場所を「子育て安心の避難所」にしたとの報告が館長に届いたそうである。

このように、過去の被災地の男女センターが担った役割の実行方法が、熊本地震被災地の男女センターに繋がり、また他地域の防災や減災の取組に繋がったことが明確になった。

5. 全国女性会館協議会「男女共同参画センター相互支援システム」が担った機能： 過去の被災地の経験を繋ぐ

2015年3月14日～18日まで、仙台市男女共同参画センター（エル・パーク仙台）は、第3回国連防災世界会議パブリック・フォーラム「女性と防災」テーマ館の会場となった。主催は仙台市及び公益財団法人せんだい男女共同参画財団（以下、「財団」という。）である。2日目の3月15日には、テーマ館主催シンポジウム「あるってだいじ：災害時の男女共同参画センターの役割とは」が開催された。このシンポジウムでは東日本大震災での活動や実践を踏まえ、災害時に男女センターが果たすべき役割や、男女センターが相互連携して支援活動を行うことの意義や可能性、課題について議論された。あわせて、全国女性会館協議会が検討を進めてきた「男女共同参画センター相互支援システム」の行動計画と提言が発表された⁽²⁰⁾。シンポジウムで発災当時仙台市宮城野区長を務めていた財団理事長の木須は、下記のように述べている。

想定をはるかに超える大規模災害の中、自らが決定の場にいながらも、現場に男女共同参画の視点を行き渡らせることは難しかった。混乱した状況下で、女性支援を速やかに立ち上げるためには、その視点を持つ専門家の存在と平常時からのネットワークが必要と強く感じ、それが今回の「相互支援システム」の着想につながった⁽²¹⁾。

熊本地震被災地の2つの男女センターを対象としたヒアリングでは、全ての対応者から、この「相互支援システム」が有効であったことを示す具体的な言及があった。全国女性会館協議会から情報提供があり、市男女センターから県男女センターへと繋がった性被害防止ポスターはその一例である。

内閣府報告書『男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書』には、熊本市男女センターの支援物資の受入の管理等の取組事例として、「東北の全国女性会館協議会の会員館から、支援物資を受け過ぎるとそこに人手をかなり取られてしまう。必要なものを自分たちからオーダーし、物資の種類や数量、配送ルートや到着日時などを管理した上で受け入れた方が方がよいなどのアドバイスを受けた」⁽²²⁾との記載がある。実際、ヒアリングの際にも熊本市男女センター館長は、「相互支援システムを通して、支援物資については、必要なものをこちらからオーダーして、いつどのような形で入ってくるのか、数量はどうなのかということも把握しながら受け取った方がいいというアドバイスがあった。それで希望する物資をリストにしたフォーマットを作成して送り、送付方法や数量を把握しながら足りないものをお願いするということできた」と述べている。

(120)

また、男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興の実践の取組事例として、福岡県男女共同参画センターが、「大規模災害時における男女共同参画センターの相互支援システムを利用して情報交換し、被災の現地が必要としている紙おむつ、お尻ふき、離乳食等を市男女センターに提供した」⁽²³⁾との記載がある。東北の男女センターからのアドバイスを受け、市男女センターが必要な物資を求め、有効な支援に繋がった事例である。

2017年7月九州北部豪雨の際にも、相互支援システムが機能したとの報告がある。朝倉市の係長は、熊本市男女センター館長から性被害防止ポスターのデータを取り寄せ、市内全ての避難所に掲示し、ジェンダー視点での避難所環境改善に取り組んだとのことである⁽²⁴⁾。

2017年11月に刊行された公益財団法人せんだい男女共同参画財団編『よりよく生き延びる：3・11と男女共同参画センター』には、以下の記載がある。

仙台から熊本の男女センターに伝えたかったのは、「自分たちの感覚を大事にしてほしい」ということだった。(中略)「おかしな言い方に聞こえるかもしれませんが、『この災害はあなたたちのものなんです。この災害を受けたのもあなたたちなら、そこから立ち上がっていくのもあなたたちなんです。だから、みなさんがやりたいこと、必要なことだけを大切にしてほしい』とっていました。」⁽²⁵⁾

東日本大震災の被災経験から発せられた、被災地あるいは被災者に対して支援の押しつけにならないよう、という貴重な意見である。

同書第六章「『ある』ってだいじ：大規模災害時男女共同参画センター相互支援システム」には、「相互支援システム」立ち上げへの仕掛けとなった全国女性会館協議会による「男女共同参画センター防災・復興と全国キャンペーン『ある』ってだいじ。」(2013年～2015年)や仕組みづくり等について、時間を追って報告されている⁽²⁶⁾。また、被災地の男女センター職員の当時の思いが鮮明かつ詳細に記録されている。

全国女性会館協議会によると、平成30年4月時点で、会員館86施設中50施設が同システムに登録している⁽²⁷⁾。会員館を対象とした平成27年3月の調査では、大規模災害が起きた場合、被災地域の男女センターに対し自分たちの男女センターができる支援活動及び自分たちの男女センターがある地域が被災した場合に期待する支援活動に関する質問が設けられた。この質問について、前者で44.7%、後者では51.3%の館が「被災状況や支援にかかる情報収集と関連情報の提供」と回答(複数回答)している⁽²⁸⁾。それぞれの男女センターが支える側にも支えられる側にもなり得る、まさに「相互支援システム」の機能は今後、さらに効果的であることが求められている。

6. 今後の課題

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日決定）⁽²⁹⁾では、男女センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となることが期待されている。具体的には、第11分野「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」の第1部において、男女センターが有する相談機能、関係する機関・団体と合同で実施する研修や訓練、女性リーダー養成等の人材育成等、平常時及び災害時における男女センターの役割を明確化し、男女センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、内閣府が地方公共団体等に対して要請するとされている。

既に第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日決定）⁽³⁰⁾の第14分野「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」においても、男女センターは、男女共同参画に関する情報提供、女性グループ・団体の自主的活動の場の提供、相談事業、調査研究、講座やセミナーの実施等、多様な機能を有し、NPO及びNGOや住民等の活動を支援する地域における男女共同参画推進の重要な拠点として位置づけられている。第4次ではさらに多岐にわたる部分に男女センターの役割が具体的に明記されている。これは、東日本大震災以降、全国女性会館協議会をはじめとした団体による内閣府への働きかけ及び各地の男女センターでの防災・復興への取組、また、相互支援システム構築へと実を結んだ男女センター間の強固な連携による実践が認められた故といえるであろう。

青木らによる調査によると、男女センターの図書資料提供の場で専任職員がいるのは全体の23%に過ぎず、多くの男女センターでは、情報担当者は情報関連以外の様々な業務を兼任している⁽³¹⁾。むしろ、特に狭い意味での情報の仕事をも担当していると意識していないかもしれない。情報担当者の仕事をライブラリーや図書室担当であるかどうかという観点で捉えるのではなく、男女センターの持つ専門性及び総合的機能の欠かせない柱の一つであることを見つめ直し、さらに今後、男女センター全体として社会が求める機能を果たすことが求められている。『専門情報機関総覧2018』⁽³²⁾には、公開機関や限定公開機関及び非公開機関の計1,645か所の専門図書館が掲載されている。男女センターの情報ライブラリーで掲載されているのは国立女性教育会館女性教育情報センターを含めて13か所と、掲載館全体の0.79%にすぎない。

これに比較すると、国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築している「レファレンス協同データベース」⁽³³⁾では、全参加館778館のうち専門図書館が58館、その中で男女センター情報ライブラリーは9館、専門図書館の約16%と、参加館に占める男女センター情報ライブラリーの割合には目を見張るものがある。平成25年度の調査ではレファレンスサービス（情報相談・質問回答サービス）を行っている男女センターは回答館の3割弱（70施設）と、予想以上に少ない結果であった⁽³⁴⁾。当データベースへの参加館は、利用者からのレファレンスサービスに積極的に取り組んでおり、その実績を積み重ねている図書館であるといえる。このような男女

(122)

センター情報ライブラリーの専門図書館としての機能を、男女センター及び設置自治体は相応に評価し、さらなる機能充実を推進することが望ましい。

【レファレンス協同データベース参加館】

| 館種 | 参加館数 | 割合 (%) |
|---------|------|--------|
| 国立国会図書館 | 13 | 1.7 |
| 公共図書館 | 455 | 58.5 |
| 大学図書館 | 189 | 24.3 |
| 学校図書館 | 54 | 6.9 |
| 専門図書館 | 58 | 7.4 |
| アーカイブズ | 9 | 1.2 |
| 計 | 778 | 100.0 |

また、多くの男女センターは指定管理者として等、自治体からの受託で運営しているゆえ、行政の指示なしに行動を起こし難いという実態がある。国立女性教育会館「女性関連施設データベース」⁽³⁵⁾によると、指定管理者制度が導入されている女性／男女共同参画センターは全371館のうち107館で、全体の28.8%である。総務省による2017年度の指定管理者制度導入状況報告⁽³⁶⁾では、市町村では博物館が27.8%、公民館・市民会館21.8%、図書館17.4%、都道府県では文化会館92.3%、博物館50.0%、図書館11.3%となっている。他施設と比較して男女センターの28.8%という数値をどのように捉えるかは別として、近年、男女センターにおいても導入が進んでいる方向性は否めない。これによる課題や弊害は市民や県民からは見えにくく、より複雑な問題と化している。しかしそのような制約を認めたくえて、東日本大震災や熊本地震直後に動くことができた男女センターがあることも事実である。

【指定管理者制度の導入状況】

| 施設名 | 都道府県 | 政令都市 | 市区町村 |
|----------|-------|-------|-------|
| 体育館 | 93.6% | 91.8% | 38.6% |
| 博物館 | 50.0% | 49.3% | 27.8% |
| 図書館 | 11.3% | 23.5% | 17.4% |
| 公民館、市民会館 | | 43.4% | 21.8% |

* 導入率の算出方法は、制度導入施設数／公の施設数×100

防災・復興にとどまらず男女センターの情報機能における課題を人材という観点からは、①専任の情報担当者ではない職員が無意識であることも含めて、男女センター機能の一つの柱である情報機能を活用、女性情報を発信していること、②専任の情報担当者であっても経験や着任期間が短く、男女センター内でスキルやノウハウが継続されにくい状態であることの2点に集約で

きると考えている。これらの課題は個々の男女センターが個別に解決することは非常に困難であり、まさに男女センターの全国ネットワークの真価が問われる。今後さらに、「男女共同参画センター相互支援システム」を核とした連携が十分に行われていることが前提であることは論を待たない。

7. おわりに

以上、災害時に男女センターが担った役割を情報機能に焦点を当て、具体的な事例をもとに考察した。その結果、日頃から男女共同参画に関する情報提供、女性グループ・団体の自主的活動の場の提供、相談事業、調査研究、講座やセミナーの実施等、多様な機能を有している男女センターによるジェンダー視点での情報発信が有効であることが明らかになった。

平成30年6月18日には大阪府北部を震源とする震度6弱の地震があった。また、7月6日から8日にかけては九州から東海地方の広範囲にわたって長時間に及ぶ大雨が続き、各地で被害が発生した。9月6日には、北海道南西部の胆振地方を震源とする最大震度7の地震があった。各地域には長年にわたって地域課題に向き合い、男女共同関連事業を展開している男女センターが複数存在する。これまでの被災地から提供された貴重な情報活用をはじめとして、男女センターのネットワークが活かされていることは想像に難くない。

東日本大震災後、災害・復興拠点としての男女センターに関する考察やシンポジウム等⁽³⁷⁾は頻繁に行われてきたが、情報機能に特化した報告や研究は十分だとはいえない。今回の調査結果等を踏まえ、今後さらに、ジェンダー視点での情報発信や伝達及び継続を中心に、男女センターの存在意義を改めて明確にし、それを維持するための支援策等についての研究を進めたい。具体的には、国立女性教育会館による全国的な支援や、都道府県男女センターによる市区町村男女センター及び地域で活動している女性団体への支援等が考えられる。今後、全国の男女センターが平素からのさらなる情報交換や連携を強めることにより、これまでの災害時の実践や総合機能を持つ男女センターの強みを活かした地域の防災力の推進拠点となり得ることが期待される。

本稿第3章及び第4章は、JSPS 科研費 JP17K020680 の成果の一部である。

注

参照は全て2018年11月1日

- (1) 内閣府男女共同参画局、特定非営利活動法人全国女性会館協議会、公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会『災害時における男女共同参画センターの役割調査報告書』2012.3.
<http://www.gender.go.jp/policy/saigai/yrep.html>
- (2) 国立女性教育会館「女性関連施設データベース」
<http://winet.nwec.jp/sisetu/>
- (3) 日本図書館協会用語委員会『図書館用語集 四訂版』日本図書館協会、2013. 10, p.172.
- (4) 専門図書館協議会編『専門情報機関総覧2018』専門図書館協議会、2018. 2.

(124)

- (5) 前掲書注(1) p.3.
- (6) 前掲書注(1) p.101.
- (7) 国立女性教育会館『女性関連施設の災害関連事業に関する調査報告・事例集』2013. 3.
https://www.nwec.jp/about/publish/2012/ndpk5s0000000_uuj.html
- (8) 前掲書注(1) p.92-97.
- (9) 兵庫県立男女共同参画センターの取組に関する近年の詳細な調査報告には、堀によるものがある。堀久美「災害に関する女性センターの情報機能についての一考察：兵庫県立女性センター・イーブンの長期的な取組を事例として」『現代行動科学会誌』第34号, 2018. 9, p.1-11.
- (10) 前掲書注(1) p.94.
- (11) 内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書 平成24年版』
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h24/zentai/index.html
- (12) 前掲書注(1) p.36.
- (13) 辻由希「男女共同参画を社会の回復力に結び付けるために」『大震災復興過程の比較研究：関東、阪神・淡路、東日本の三大震災を中心に』（公財）ひょうご震災記念21世紀研究機構研究調査本部, 2016. 3, p.94-105.
http://www.dri.ne.jp/updata/daishinsaifukkoukatei_5087.pdf
- (14) 『パンジー』創刊号, 公益財団法人せんだい男女共同参画財団, 2014. 4, p.00.
- (15) 木下みゆき, 堀久美「女性の震災記録をジェンダー視点からの防災政策に活かすには：東日本大震災後の情報発信を中心に」『大阪大谷大学紀要』第51号, 2017. 2, p.37-51.
- (16) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」2013.5.
www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/index.html
- (17) くまもと県民交流館『平成28年熊本地震におけるくまもと県民交流館の対応について』2016, p.14-27.
- (18) くまもと県民交流館 男女共同参画センター「男女共同参画の視点から見た避難所運営の優良事例及び改善案」2016.
http://www.gender.go.jp/policy/saigai/pdf/hinannjo01_kaizenan.pdf
- (19) 熊本市男女共同参画センターはあもにい『避難所キャラバン報告書』2017. 3.
http://www.harmony-mimoza.org/hisai/docs/hinanjo_caravan_houkokusho.pdf
- (20) 特定非営利活動法人全国女性会館協議会『大規模災害時における男女共同参画センターの相互支援システム構築に向けて』2015. 3. 15.
<http://www.sendai-l.jp/jbf/wp/wp-content/uploads/2015/04/sougosien.pdf>
- (21) 公益財団法人せんだい男女共同参画財団『報告：テーマ館主催シンポジウム②』2015. 4. 28.
<http://www.sendai-l.jp/jbf/672/>
- (22) 内閣府男女共同参画局『男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書』2017. 3, p.26.
http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/kumamoto_h28_research.html
- (23) 前掲書注(2) p.38.
- (24) 松田美幸「巻頭言：共同参画に寄せて」『共同参画』No.103, 2017. 8
- (25) 公益財団法人せんだい男女共同参画財団編『よりよく生き延びる：3・11と男女共同参画センター』新潮社図書編集室, 2017. 11, p.124.
- (26) 前掲書注(2) p.115-121.
- (27) 特定非営利活動法人全国女性会館協議会「2018年度事業計画」
http://j-kaikan.jp/top/modules/katsudo/index.php?content_id=103
- (28) 特定非営利活動法人全国女性会館協議会『防災・復興における男女共同参画センター／女性センター

の相互支援システムに関するアンケート調査』2015. 3, p.3-4.

<http://j-kaikan.jp/top/modules/katsudo/2014/enquete.pdf>

- (29) 内閣府男女共同参画局「第4次男女共同参画基本計画」
http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/index.html
- (30) 内閣府男女共同参画局「第3次男女共同参画基本計画」
http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/index.html
- (31) 青木玲子・木下みゆき・黒澤あずさ・森未知「女性／男女共同参画センターにおける情報事業の活性化に向けて：平成25年度「女性関連施設に関する調査研究」から」『NWEC 実践研究』第5号, 2015. 2, p.182-192.
- (32) 前掲書注(4)
- (33) 国立国会図書館「レファレンス協同データベース」
<http://crd.ndl.go.jp/reference/>
- (34) 前掲書注(3) p.188.
- (35) 前掲書注(2)
- (36) 総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等」2018. 3. 28.
http://www.soumu.go.jp/iken/02gyosei04_04000088.html
- (37) 例えば、公益財団法人日本女性学習財団『東日本大震災支援事業報告書：被災地支援者のエンパワメントに関する調査研究』2012. 8 等がある。